

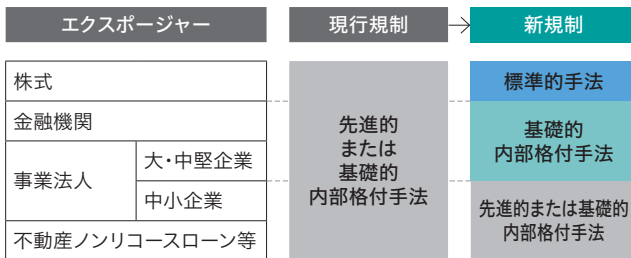
国際金融規制への対応

1 「バーゼルIII最終化」への対応

2008年のリーマン・ショックを機に、自己資本比率の規制水準引き上げ、レバレッジ比率および流動性規制の導入を骨子とした「バーゼルIII」が合意され、本邦では2013年3月より順次適用されています。

その後、自己資本比率算出におけるリスクアセット計測手法について、銀行による内部モデルの一部制限や標準的手法による資本フロアの導入を骨子とした「バーゼルIII最終化」が2017年12月に国際合意されました。

■ 信用リスクに係る計測手法の概念図

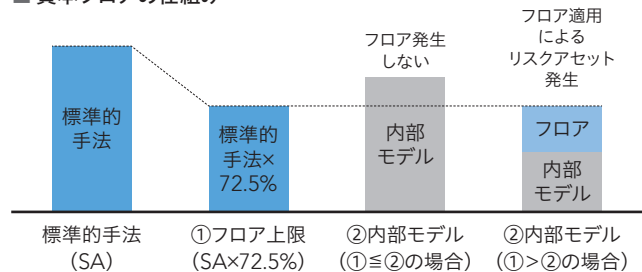


標準的手法：外部格付等に応じた当局指定のリスクウエイト
 基礎的的内部格付手法：自行推計のデフォルト率(PD)に基づき算出されたリスクウエイト
 先進的的内部格付手法：PDに加えてデフォルト時損失率(LGD)も自行推計の上算出

「バーゼルIII最終化」は、本邦では、国際統一基準金融機関について、2024年からの導入が求められています*。2022年4月には国内ルールとなる金融庁告示の内容も公表されたため、来る新規制導入に向けて、当グループでは資本蓄積などにより財務健全性の目標水準の達成と安定的な水準維持を図るとともに、適切な採算管理やポートフォリオ運営を推進するなど体制整備を進めています。

※従前は、2023年3月末からの導入予定でしたが、国際情勢等を踏まえ、1年延期されました。

■ 資本フロアの仕組み



●標準的手法×72.5%* > 内部モデルとなる場合、内部モデルを上回る部分をフロアとしてリスクアセットに加算
 ※新規制導入当初の50%から毎年5%ずつ引き上げられ、最終的に72.5%となる

2 非財務リスク分野の規制強化

現下の経済状況への対応として、導入時期や細部の調整・修正はあるものの、自己資本・流動性・大口信用供与等の財務リスク規制については大枠が固まりつつあります。こうしたなか、国際機関・各国金融当局は非財務リスク分野に係る規制強化・高度化に着目しつつあり、近年特に

- オペレーショナル・レジリエンス
- 気候変動課題の金融監督への取り込み

が大きな関心を集めています。

<オペレーショナル・レジリエンス>

- オペレーショナル・レジリエンスとは、テロやサイバー攻撃、パンデミック、自然災害等の事象が発生しても、銀行が「重要な業務(critical operations)」を継続し得る能力を言います。2018年にイングランド銀行がBCP、サイバーセキュリティ、外部委託管理等の包括的な枠組みとして提唱、2020年には欧州委員会、MAS(シンガポール通貨監督庁)、IOSCO(証券監督者国際機構)、FRB(米国連邦準備委員会)等も提案や指針を公表、2021年3月にはバーゼル委員会がこれらに共通するコンセプトとして「オペレーショナル・レジリエンスの原則」を公表しました。

- 当グループは、お客さまの資産運用・資産管理を担う信託銀行グループとして、対応態勢の整備に努めています。
- <気候変動課題の金融監督への取り込み>
- 金融安定化の観点から、金融システムの健全性の監督に気候変動リスクを統合させることが、各国の金融監督機関および中央銀行の間で検討されています。2021年11月にはバーゼル銀行監督委員会の「気候関連金融リスクの実効的な管理と監督のための諸原則」、12月にはOCC(米国通貨監督庁)の「大手銀行向け気候関連金融リスク管理原則」等、金融機関の気候関連金融リスク管理の枠組みへの試案が公表される一方、金融安定機構(FSI)は2022年2月に「気候リスクに対する規制対応：その課題」により、気候関連の金融リスクが金融安定に与える影響を金融当局として十分に考慮した上で、健全性規制の枠組みを見直す必要性を提起しています。
- 当社では、2022年1月に「TCFDレポート2021/2022」を発行、投融資ポートフォリオの温室効果ガス排出量の初期試算結果を開示するなど、気候関連金融リスクへの取り組みを強化しています。(P.78ご参照)